

○寒川町私立幼稚園等就園奨励費補助金交付要綱

平成9年6月1日

(目的)

第1条 この要綱は、幼稚園設置基準(昭和31年文部省令第32号)に基づく私立幼稚園(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条第1項の確認を受けた施設を除く。)、及びそれに類似する幼児教育施設で、町長が適当と認める施設(以下「私立幼稚園等」という。)の設置者又は園長(以下「設置者等」という。)が入園料、保育料(以下「保育料等」という。)を減免する場合に、その当該設置者に対し、寒川町が交付する私立幼稚園等就園奨励費補助金(以下「奨励費補助金」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象)

第2条 奨励費補助金の対象となる幼児は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 当該年度の6月1日から12月31日までの間に、町内に在住し、かつ、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)により本町の住民基本台帳に記録されたことがあること。
- (2) 当該年度の6月1日から12月31日までの間に第6条の申請に係る私立幼稚園等に在園したことがあること。
- (3) 当該年度の4月1日において、満年齢が3歳の幼児(以下「3歳児」という。)、満年齢が4歳の幼児(以下「4歳児」という。))又は満年齢が5歳の幼児(以下「5歳児」という。))であること。

(補助金の区分)

第3条 奨励費補助金は、保育料等の減免額とし、生活保護世帯、市町村民税が非課税の世帯及び市町村民税の所得割が非課税の世帯並びに市町村民税所得割課税額が77,100円以下の世帯(以下これらを「生活保護世帯等」という。)に属する者については別表第1に定める額を限度とし、生活保護世帯等以外の世帯で、小学校1年生から3年生までの兄又は姉を有する者については別表第2、小学校1年生から3年生までの兄又は姉を有しない者については別表第3に定める額を限度とし、交付するものとする。ただし、補助対象となる幼児の世帯に複数の幼児が存在する場合は、当該世帯の総負担額が低額となるいずれかの表を適用するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、生活保護世帯等で、かつ、ひとり親世帯等(保護者又は保護者と同じの世帯に属する者が生活保護法(昭和25年法律第144号)に規定する要保護者、配偶者のない者で現に児童を扶養している者、身体障害者手帳の交付を受けた者、療育手帳の交付を受けた者、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者、特別児童扶養手当の支給対象児童(在宅の者に限る。))、国民年金の障害基礎年金の受給者その他適当な者(在宅の者に限る。))である世帯をいう。以下同じ。)に係る奨励費補助金は、保育料等の減免額とし、別表第4に定める額を限度とし、交付するものとする。

3 別表第1、別表第2、別表第3及び別表第4に規定する市町村民税は、幼児の父母及びそれ以外の扶養義務者(家計の主宰者である場合に限る。))すべての者の合計額をいう。

(保育料等減免措置に関する調書)

第4条 町長は、保育料等減免措置に関する調書(第1号様式。以下「調書」という。)を、設置者等を通じて当該幼児の保護者に配布するものとする。

(調書の提出)

第5条 減免措置を受けようとする保護者は、当該減免措置に係る幼児が、当該年度の6月1日に在園していた場合は6月30日(同日が休日(寒川町の休日を定める条例(平成元年条例第2号))

第1条第1項に規定する日という。以下同じ。)に当たるときは、同日前の休日でない日)までに、当該年度の6月2日から12月31日までの間に入園した場合は1月15日(同日が休日に当たるときは、同日前の休日でない日)までに調書を設置者等に提出するものとする。

2 設置者等は、第1項により提出された調書に、在園証明をするものとする。

(申請)

第6条 奨励費補助金を受けようとする設置者等は、当該年度の6月1日に在園していた幼児に係る奨励費補助金については7月8日(同日が休日に当たるときは、同日前の休日でない日)までに、当該年度の6月2日から12月31日までの間に入園した幼児に係る奨励費補助金については1月31日(同日が休日に当たるときは、同日前の休日でない日)までに次の書類を町長へ提出するものとする。

- (1) 寒川町私立幼稚園等就園奨励費補助金交付申請書(第2号様式)
- (2) 寒川町私立幼稚園等就園奨励費補助金に係る事業計画書その1(第3号様式)
- (3) 寒川町私立幼稚園等就園奨励費補助金に係る事業計画書その2(第4号様式)
- (4) 寒川町私立幼稚園等就園奨励費補助金に係る事業計画書その3(第5号様式)
- (5) 調書
- (6) 保育料等の額に関する調書(第6号様式)

(園則を添付すること：入園料、保育料等の額を明らかにしたもの)

(辞退)

第7条 減免措置を辞退する保護者は、当該減免措置に係る幼児が、当該年度の6月1日に在園していた場合は7月8日(同日が休日に当たるときは、同日前の休日でない日)までに、当該年度の6月2日から12月31日までの間に入園した場合は1月31日(同日が休日に当たるときは、同日前の休日でない日)までに保育料等減免措置辞退届(第7号様式。以下「辞退届」という。)を設置者等を通じ町長に提出するものとする。

(退園児の報告)

第8条 奨励費補助金の対象となる幼児が当該年度の6月2日以降退園したとき、設置者等は速やかに退園児の保育料等の納入状況報告書(第8号様式)を町長へ提出するものとする。

(調書の審査)

第9条 町長は、提出された調書を審査し、市町村民税課税額の確認を行い、補助額を確定する。

(交付決定)

第10条 第6条により申請を受けた町長は、補助金の交付の可否を決定し、次により設置者等に通知するものとする。

- (1) 寒川町私立幼稚園等就園奨励費補助金交付決定通知書(第9号様式)
- (2) 寒川町私立幼稚園等就園奨励費補助金交付決定対象者一覧表(第10号様式)

(補助金の請求)

第11条 奨励費補助金交付決定を受けた設置者等は、寒川町私立幼稚園等就園奨励費補助金請求書(第11号様式)を別に定められた日までに、町長に提出するものとする。

(証拠書類の保存)

第12条 補助金の交付を受けた設置者等は、減免をしたことを明らかにした、保護者の保育料等減免確認書(第12号様式)を5年間保存しておくものとする。

2 町長は、補助金交付の事務処理上必要と認めるときは、前項の確認書の提出を求めることができる。

(実績報告)

第13条 設置者等は、減免措置を完了したのち、15日以内に寒川町私立幼稚園等就園奨励費補助金実績報告書その1(第13号様式)、寒川町私立幼稚園等就園奨励費補助金実績報告書その2(第14号様式)及び寒川町私立幼稚園等就園奨励費補助金実績報告書その3(第15号様式)を町長に提出するものとする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金交付に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成9年6月1日から施行する。

附 則(平成10年6月1日)

この要綱は、平成10年6月1日から施行する。

附 則(平成11年6月1日)

この要綱は、平成11年6月1日から施行する。

附 則(平成12年6月1日)

この要綱は、平成12年6月1日から施行する。

附 則(平成13年6月1日)

この要綱は、平成13年6月1日から施行する。

附 則(平成14年6月1日)

この要綱は、平成14年6月1日から施行する。

附 則(平成15年6月1日)

この要綱は、平成15年6月1日から施行する。

附 則(平成16年6月1日)

この要綱は、平成16年6月1日から施行する。

附 則(平成17年6月1日)

この要綱は、平成17年6月1日から施行する。

附 則(平成18年6月1日)

この要綱は、平成18年6月1日から施行する。

附 則(平成19年6月1日)

この要綱は、平成19年6月1日から施行する。

附 則(平成20年6月1日)

この要綱は、平成20年6月1日から施行する。

附 則(平成21年6月1日)

この要綱は、平成21年6月1日から施行する。

附 則(平成22年6月1日)

この要綱は、平成22年6月1日から施行する。

附 則(平成23年6月1日)

この要綱は、平成23年6月1日から施行する。

附 則(平成24年6月1日)

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

附 則(平成24年7月9日)

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

附 則(平成25年4月1日)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成25年6月1日)

この要綱は、平成25年6月1日から施行する。

附 則(平成26年6月1日)

この要綱は、平成26年6月1日から施行する。

附 則(平成27年6月1日)

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

附 則(平成28年6月1日)

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

附 則(平成29年5月24日)

この要綱は、平成29年5月24日から施行する。

別表第1(第3条関係)

奨励費補助金限度額表

1) 私立幼稚園

区分	第1子 (年額)	第2子 (年額)	第3子以降 (年額)
1 生活保護世帯	308,000円	308,000円	308,000円
2 市町村民税が非課税の世帯及び市町村民税の所得割が非課税の世帯	272,000円	308,000円	308,000円
3 市町村民税の所得割課税額が77,100円以下の世帯	139,200円	223,000円	308,000円

2) 幼児教育施設

区分	第1子 (年額)	第2子 (年額)	第3子以降 (年額)
1 生活保護世帯	205,300円	205,300円	205,300円
2 市町村民税が非課税の世帯及び市町村民税の所得割が非課税の世帯	181,300円	205,300円	205,300円
3 市町村民税の所得割課税額が77,100円以下の世帯	92,800円	148,600円	205,300円

注：

- 1 区分に係る所得割課税額は、住宅借入金等特別税額控除の適用前の額とし、世帯構成員中2人以上に所得がある場合においては、所得割課税額を合算するものとする。
- 2 奨励費補助金の額は、私立幼稚園等に納入した入園料、保育料の額を限度とする。
- 3 幼児教育施設とは、幼稚園設置基準に基づく私立幼稚園以外で、町長が適当と認める施設をいう。
- 4 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯は、生活保護の世帯の区分とする(給付を受けている証明書類の提出を要する。)。
- 5 第1子、第2子及び第3子以降の判定は、保護者が監護し、かつ、当該保護者と生計を同一とする子、孫、おい、めいその他町長が適当と認めた者(以下「生計同一子等」という。)

を対象とし、行うものとする。

別表第2(第3条関係)

奨励費補助金限度額表

(小学校1年生から3年生までの兄又は姉を有する者)

1) 私立幼稚園

区分	小学校1年生から3年生までの兄又は姉を1人有しており、就園している場合の最年長者 (第2子) (年額)	小学校1年生から3年生までの兄又は姉を1人有しており、同一世帯から2人以上就園している場合の左以外の園児及び小学校1年生から3年生までの兄又は姉を2人以上有している園児 (第3子以降) (年額)
1 市町村民税の所得割課税額が77,100円を超え211,200円以下の世帯	185,000円	308,000円
2 上記区分以外の世帯	154,000円	308,000円

2) 幼児教育施設

区分	小学校1年生から3年生までの兄又は姉を1人有しており、就園している場合の最年長者 (第2子) (年額)	小学校1年生から3年生までの兄又は姉を1人有しており、同一世帯から2人以上就園している場合の左以外の園児及び小学校1年生から3年生までの兄又は姉を2人以上有している園児 (第3子以降) (年額)
1 市町村民税の所得割課税額が77,100円を超え211,200円以下の世帯	123,300円	205,300円
2 市町村民税の所得割課税額が344,700円以下の世帯	15,000円	15,000円
3 区分2の市町村民税の所得割課税額を超える世帯	10,000円	10,000円

注：

- 1 区分に係る所得割課税額は、住宅借入金等特別税額控除の適用前の額とし、世帯構成員中2人以上に所得がある場合においては、所得割課税額を合算するものとする。
- 2 奨励費補助金の額は、私立幼稚園等に納入した入園料、保育料の額を限度とする。
- 3 幼児教育施設とは、幼稚園設置基準(昭和31年文部省令第32号)に基づく私立幼稚園以外で、町長が適当と認める施設をいう。

4 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条第1項の確認を受けた施設、特別支援学校の幼稚部及び情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は同法第29条第1項の確認を受けた事業等、児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用する就学前児童の兄又は姉がいる者については、当該兄又は姉を私立幼稚園等に入所しているものとみなして、1)又は2)の表右欄に掲げる額を適用するものとする。

5 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯は、生活保護の世帯の区分とする。(給付を受けている証明書類の提出を要する。)

別表第3(第3条関係)

奨励費補助金限度額表

(小学校1年生から3年生までの兄又は姉を有しない者)

1) 私立幼稚園

区分	1人就園の場合及び同一世帯から2人以上就園している場合の最年長者(第1子) (年額)	同一世帯から2人以上就園している場合の次年長者(第2子) (年額)	同一世帯から3人以上就園している場合の左以外の園児(第3子以降) (年額)
1 市町村民税の所得割課税額が77,100円を超え211,200円以下の世帯	62,200円	185,000円	308,000円
2 市町村民税の所得割課税額が344,500円以下の世帯	15,000円	154,000円	308,000円
3 区分5の市町村民税の所得割課税額を超える世帯	10,000円	154,000円	308,000円
4 いずれの区分にも該当しない世帯	0円	154,000円	308,000円

2) 幼児教育施設

区分	1人就園の場合及び同一世帯から2人以上就園している場合の最年長者(第1子) (年額)	同一世帯から2人以上就園している場合の次年長者(第2子) (年額)	同一世帯から3人以上就園している場合の左以外の園児(第3子以降) (年額)
1 市町村民税の所得割課税額が77,100円を超え211,200円以下の世帯	41,400円	123,300円	205,300円
2 市町村民税の所得割課税額が344,500円以下の世帯	15,000円	15,000円	15,000円
3 区分2の市町村民税の所得割課税額を超える世帯	10,000円	10,000円	10,000円

注：

- 1 区分に係る所得割課税額は、住宅借入金等特別税額控除の適用前の額とし、世帯構成員中2人以上に所得がある場合においては、所得割課税額を合算するものとする。
- 2 奨励費補助金の額は、私立幼稚園等に納入した入園料、保育料の額を限度とする。
- 3 幼児教育施設とは、幼稚園設置基準に基づく私立幼稚園以外で、町長が適当と認める施設をいう。
- 4 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条第1項の確認を受けた施設、特別支援学校の幼稚部及び情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は同法第29条第1項の確認を受けた事業等、児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用する就学前児童の兄又は姉がいる者については、当該兄又は姉を私立幼稚園等に入所しているものとみなして、1)又は2)の表中欄又は右欄に掲げる額を適用するものとする。
- 5 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯は、生活保護の世帯の区分とする。(給付を受けている証明書類の提出を要する。)

別表第4(第3条関係)

奨励費補助金限度額表

1) 私立幼稚園

区分	第1子 (年額)	第2子 (年額)	第3子以降 (年額)
1 生活保護世帯	308,000円	308,000円	308,000円
2 市町村民税が非課税の世帯及び市町村民税の所得割が非課税の世帯	308,000円	308,000円	308,000円
3 市町村民税の所得割課税額が77,100円以下の世帯	272,000円	308,000円	308,000円

2) 幼児教育施設

区分	第1子 (年額)	第2子 (年額)	第3子以降 (年額)
1 生活保護世帯	205,300円	205,300円	205,300円
2 市町村民税が非課税の世帯及び市町村民税の所得割が非課税の世帯	205,300円	205,300円	205,300円
3 市町村民税の所得割課税額が77,100円以下の世帯	181,300円	205,300円	205,300円

注：

- 1 区分に係る所得割課税額は、住宅借入金等特別税額控除の適用前の額とし、世帯構成員中2人以上に所得がある場合においては、所得割課税額を合算するものとする。
- 2 奨励費補助金の額は、私立幼稚園等に納入した入園料、保育料の額を限度とする。
- 3 幼児教育施設とは、幼稚園設置基準に基づく私立幼稚園以外で、町長が適当と認める施設をいう。
- 4 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支

援給付受給世帯は、生活保護の世帯の区分とする（給付を受けている証明書類の提出を要する。）。

- 5 第1子、第2子及び第3子以降の判定は、生計同一子等を対象とし、行うものとする。